

尾張旭市選挙管理委員会（令和7年第1回）会議録

- 1 開催日時
令和7年3月3日（月）
開会 午後2時
閉会 午後2時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、服部一
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 加藤剛、次長 西尾裕子、係長 堺和彦
- 7 議題
第1号議案 選挙人名簿の登録について
第2号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第3号議案 在外選挙人名簿の登録について
第4号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
第5号議案 尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年第1回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、3月の定時登録の2議案、在外選挙人関係の2議案、市公職選挙管理規程の改正関係の1議案の、合計5議案でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
-----	--

<p>委員長</p>	<p>改めましてこんにちは。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したい と思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>3月の定時登録に関する第1号議案「選挙人名簿の登録につ いて」、第2号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」でござ いますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお 願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第1号議案、第2号議案につきましては、それぞれ 関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第1号議案「選挙人名簿の登録について」でござ います。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを 同日に登録しなければならないとされており、本日は3月の定 時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>通常は3月1日に行う選挙管理委員会ですが、公職選挙法第 22条第1項に基づき、3月1日が地方公共団体の休日に当た る場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休</p>

日以外の日に登録することとなっています。このため、本市では、同項の規定に基づく登録月の1日の直後の尾張旭市の休日を定める条例に定められた休日以外の日である3月3日の月曜日に定時登録を行うものです。

それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和7年3月1日を登録基準日、3月3日を登録日としまして、令和6年12月1日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成18年12月3日から平成19年3月2日までの出生者、住所要件が、令和6年9月2日から令和6年12月1日までの転入者ということになります。

次に第2号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和6年12月1日の定時登録の抹消した者以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和6年12月1日から令和7年2月28日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和6年8月1日から令和6年10月31日までの市外への転出者でございます。

	<p>次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第1号議案及び第2号議案の説明については以上でございます。選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿はお返ししているとおりますので、確認をお願いします。</p>
委員長	<p>では、第1号議案及び第2号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第1号議案及び第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第1号議案及び第2号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第3号議案「在外選挙人名簿の登録について」、第4号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは第3号議案、第4号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第3号議案「在外選挙人名簿の登録について」でございます。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>次に第4号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、2名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>参考としまして、直前の12月2日時点の登録者数、今回、3月3日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体で、40名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
-----	--

委員長	では、第3号議案及び第4号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第3号議案及び第4号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第3号議案及び第4号議案は可決されました。 続きまして、第5号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」事務局より説明をお願いします。
事務局	第5号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」ご説明いたします。 この案につきましては、刑法の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、尾張旭市公職選挙管理規程を改正するものです。 具体的には、公職選挙法施行令の規定では、選挙権を有しない者が当該市町村の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したことを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該地の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないことから、尾張旭市公職選挙管理規程において、その通知の際の様式を定めています。

	<p>今回の刑法の一部改正により、選挙権を有しない者に係る罪名について、記載内容を変更する必要があるため、該当様式である尾張旭市公職選挙管理規程第1号様式の別紙について議案のとおり変更するものです。</p> <p>第5号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第5号議案について、ご質問等はありませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、第5号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第5号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>報告事項</p> <p>○ 令和7年の予定について</p> <p>愛知県選挙管理委員会連合会定例会、全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会の日程について</p>

	<ul style="list-style-type: none">○ 明るい選挙啓発ポスターコンクール第2次審査及び中央審査の結果について○ 次回開催日程 令和7年6月2日（月）午前10時から 201会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。